

日本帝国主義下在朝中国人の靴下製造業に関する研究

An analysis on the socks manufacturing industry of the Overseas Chinese in Korea under the Japanese imperialism

李正熙

要旨

本稿では新義州の中国人靴下製造業を中心に在朝中国人の靴下製造業の生成、発展、衰退の軌跡を跡付けることを目的とする。在朝中国人の靴下製造業のみを対象に研究したのは本稿が最初である。本研究は日本帝国主義下在朝中国人の製造業活動に光を当てると同時に、それを通じて日本帝国主義下朝鮮人の民族資本を代表する靴下製造業を捉え直すことも試みる。

キーワード：日本帝国主義、在朝中国人、靴下製造業、新義州、安東、平壤

Keywords: Japanese imperialism, Overseas Chinese in Korea, Socks manufacturing industry, Siniju, Andong, Pyongyang

1. はじめに

本稿は日本帝国主義下(以下日帝下)中国人靴下製造業を中心に在朝中国人の靴下製造業の生成、発展、衰退の軌跡を跡付けることを目的とする。

日帝下朝鮮において近代工業はほとんど日本人資本によって支配されていたが、靴下製造業とゴム靴製造業だけは朝鮮人資本が支配的な地位を占めていた。とりわけ靴下製造業は朝鮮人の民族資本を代表する存在として注目を浴びて日帝下当時から研究の対象になっていた。しかし、日帝下靴下製造業に関する本格的な研究は韓国独立後梶村⁽¹⁾と朱⁽²⁾によってなされたと考えられる。

梶村は日帝下朝鮮人資本家の状況を解明する一つのケース・スタディとして平壤の靴下製造業を取り上げ、靴下製造業の生成・発展期における朝鮮人資本家の能動的な対応を解明すると同時に、そのような朝鮮人資本家の対応は民族解放闘争とはかけ離れたブルジョアジーとしての階級的特

性を有していたことを明らかにした。このような梶村の論議が民族資本論、隷属資本論、植民地収奪論などが根底にあるとすれば、朱は「植民地近代化論」に即して朝鮮人靴下製造業者の「学習」、
「主体的営為」などの能動的対応をより重視する立場を取っている。なお朱は梶村の研究成果を踏まえつつ一層多様な資料を駆使しながら平壤の靴下製造業の発展の原因及び展開に関する梶村の論議について再検討を行った。その一つが1920年代平壤靴下製造業に一大脅威として登場した新義州の中国人靴下製造業及び中国人職工に関することである。

梶村は新義州の中国人靴下製造業及び中国人職工の存在について認めるものの、平壤の靴下製造業を揺るがすには至らなかったと結論付け、それは朝鮮総督府の差別政策が働いた結果と受け止めようとした⁽³⁾。なお1925年4月発生した平壤の靴下製造業の労使争議に対しても平壤の靴下製造工場に中国人労働者を低賃金で雇用したことが一つの原因であったと簡単に紹介するにとどめた⁽⁴⁾。

それに対して朱は1920年代平壤の靴下製造業と1925年労使争議において新義州の靴下製造業と中国人職工の役割を一層強調した。朱は平壤の1925年労使争議と同地における1920年代後半の産業合理化について新義州の中国人靴下製造業の発展が直接的な契機になったと捉えた⁽⁵⁾。この捉え方は説得力があり、本稿は朱の研究成果に刺激されたところが多い。ただ、朱の研究において新義州の中国人靴下製造業に関する論議はあくまでも平壤の朝鮮人靴下製造業を相対的に把握するため用いたに過ぎず、それ自体について具体的に検討したことはない。

日帝下在朝中国人の製造業活動に関する研究は非常に少ない。管見の限り朝鮮釜を製造する在朝中国人の鋳物業に関する研究⁽⁶⁾しか見当たらない。また中国人靴下製造業に関しては、京城商業会議所発行の『朝鮮経済雑誌』に掲載された「朝鮮の工業生産品」の統計に依拠して中国人靴下製造業に対する簡略な事実把握をした研究しかない⁽⁷⁾。

したがって本稿では先行研究の成果を踏まえつつ、新義州の中国人靴下製造業に焦点をあて、その生成、発展、衰退の軌跡を跡付けることにする。

2. 在朝中国人靴下製造業の生成

中国人靴下製造工場が朝鮮国内でいつ設立されたかは明確ではない。だが、文献上、最も古い靴下工場は1920年平安北道雲山郡北鎮面に設立された同祥福である⁽⁸⁾。その次は1922年1月新義州真砂町に設立された永成東である(表1参照)。同祥福が永成東に2年ほど早く創業したことになるが、同祥福は1920年代の平安北道統計年報の「工場⁽⁹⁾」欄に登場しないことから創業まもなく稼働中止になったか従業員5名未満の小規模の家内副業的な靴下工場であったと推測される。それに対して永成東は平安北道統計年報の「工場」欄に常に登場し、1926年現在の資本金は8,000円、従業員は28名を有するまともな工場であった。永成東の次に設立されたのは1923年7月仁川竜里の揚子芳工場で生産量と生産額から見て規模が大きかったようである(表1参照)。以上を持って、現在新義州の永

成東が日帝下朝鮮において初めて設立された近代的な中国人靴下製造工場と看做すことが出来る
と考えられる。

表1 朝鮮における主要な中国人経営の靴下製造工場の現況(1926年末現在)

工場名	工場主	創業年月	所在地	資本金(円)	職工数(名)	一か年就業日数	生産量(打)	生産額(円)
揚子芳	揚子芳	1923.7	仁川	-	-	-	12,000	31,000
王根堂	王根堂	1925.10	仁川	-	-	-	1,600	4,480
永順祥	趙寿増	1923.8	新義州	2,000	15	320	5,400	9,180
仁和興	畢庶恵	1925.6	新義州	300	12	300	2,430	4,130
晋泰益	李峻目	1925.6	新義州	1,200	12	320	4,350	7,395
永成東	史万慶	1922.1	新義州	8,000	28	310	8,250	13,200
協勝東	王宝家	1924.9	新義州	3,000	29	310	7,800	13,260
同和永	李安道	1924.7	新義州	3,000	29	320	18,000	32,400
中興	楊耀中	1924.6	新義州	2,000	20	330	5,800	9,760
晋興恒	李秉廉	1925.4	新義州	1,000	12	320	4,662	7,925
玉記	周広珽	1926.3	新義州	300	15	220	2,824	4,800
晋興春	林樹声	1926.3	新義州	500	10	220	3,234	5,497
永合長	郭学盃	1926.3	新義州	500	10	220	3,251	5,526
玉源茂	李潤三	1926.3	新義州	1,000	12	320	5,040	8,560
恒典和	柳月楼	1926.3	新義州	2,000	13	220	4,050	7,260
15か所				24,800	217	287	88,691	164,373

出所：京城商業会議所(1927.11)「朝鮮に於けるメリヤス製品の需給状況」『朝鮮經濟雜誌』，19-20頁；平安北道編纂(1928)，129-132頁。

注：1か年就業日数は工場平均、資本金・生産量・生産額は15か所の合計である。

永成東靴下製造工場がどのような経緯で設立されたかみてみよう。まず、新義州に永成東と同じ商号の織物商店があったが、その経営主は靴下製造工場の工場主と同じ人物の史萬慶であることに注目したい。織物商店の永成東は新義州の真砂町に位置して1923年度の年間売上高が1万7,680円である中規模の商店であった⁽¹⁰⁾。この商店は同地に建坪163坪の建物で営業を行っていたが、その一角の14坪のスペースに靴下編機を設置してスタートしたようである⁽¹¹⁾。1923年8月に設立された永順祥も真砂町の織物商店の永順祥によって設立され、織物商経営主と工場主はともに趙寿増であった。永順祥靴下製造工場も永順祥商店の建物120坪のうち13坪に靴下編機を設置して創業した。新義州常盤町7丁目に位置した恒興和も1923年売上高が2万8,800円の比較的に大きい織物商店として、同商店に1924年3月建坪12坪に編機を設置して工場を設立した。すなわち永成東、永順祥、恒興和など新義州の中国人靴下製造工場は織物商店の商業資本によって設立され、それも織物商店の一角に靴下編機を設置した家内工業として始めたことが分かる⁽¹²⁾。

次は中国人織物商店がなぜ1920年代初め朝鮮の靴下製造業に進出したのだろうか。その原因は、朝鮮人経営の靴下製造工場が相次いで設立され生産量が急増するのが1920年代初めであることと関

係があると考えられる。平壤の朝鮮人靴下製造工場は1906年初めて設立されたが当時は靴下に対する需要が少ないため、靴下製造工場は1918年まで8か所にとどまっていた。しかし朝鮮において1910年代後半西洋式生活様式が普及されて洋服と洋靴の着用が流行り、まず社会の上流層の靴下に対する需要が出始め、さらに一般民衆も1920年代初めゴム靴の着用が増えるにつれて靴下に対する需要は社会全般に広がった。しかし、朝鮮国内の靴下自給率は1918—1920年3年平均約50%に止まり⁽¹³⁾、日本、中国からの輸移入に大きく依存していた。

このように靴下に対する需要増加と国内の低い靴下自給率を背景に、1920年代初めから朝鮮人の靴下製造業への参入が目立つようになる。1921年頃から平壤の朝鮮人靴下製造工場は1920年より従業員5名以上の工場だけでも1920年の7か所から9か所へ、編機台数は185台から343台へ一気に85%増加した⁽¹⁴⁾。このように朝鮮の靴下製造業が靴下需要の増加に喚起されて靴下製造工場の創業ブームが起り本格的に発展し始めたことは既存研究によっても解明されている⁽¹⁵⁾。一方、永成東など新義州の織物商店は靴下などを取り扱っていて靴下に対する朝鮮人の需要をよく把握しえる立場にあったことも、中国人靴下製造工場の設立につながったと考えられる。

在朝中国人が靴下製造業に進出したもう一つ背景としては靴下製造業の固有の特色との関係を取り上げることが出来る。靴下製造業は小規模投資と簡便な編機設備で市場参入が出来る。1920年代初め頃朝鮮人の靴下製造業者が日本から導入した手動編機は種類によって違うが一台平均25—40円であった⁽¹⁶⁾。永成東などの中国人靴下工場は最初建坪からみて手動編機10台以下から始めたと思われるが、10台を導入した場合の投資金は250—400円で、この投資金は1—2万円の売上高の中国人織物商店としても充分調達できる金額であったと考えられる。

さて、中国人の靴下製造工場が初めて設立されたところと、主要な中国人靴下製造工場が新義州という特定地域に集中していた理由はどこにあったのだろうか。新義州は中国の安東と国境を挟み、日帝下両都市は活発な経済交流が行われていた。つまり新義州の中国人靴下製造業は安東の靴下製造業の発展に影響されやすい地理的位置にあったのである。

安東の靴下製造業は非常に盛んであった。中国の靴下製造業は朝鮮と同様に中国人資本が支配的な地位を占めて中国人の民族資本を代表する製造業であった。1879年靴下が中国に初めて輸入された以来、中国は長年靴下を輸入に頼ってきたが、1914年第1次世界大戦を契機にヨーロッパからの輸入が杜絶したことに誘発され、中国人の靴下製造業は本格的な発展を迎えた。靴下製造業が発展した地域は江蘇省、広東省、浙江省など華南地域が中心であったが、華北地域の遼寧省(後に奉天省)も主要な産地の一つであった⁽¹⁷⁾。遼寧省に位置した安東には第1次世界大戦期間中晋興恒(1915年)、徳成斉(1918年)が設立されたことを皮切りに、1920—1922年には義順襪荘(1920年)、仁国号(1921年)、同興恒(1921年)、鎰興徳襪廠(1921)、福成遠(1922年)などの中国人資本の靴下製造工場が相次いで設立されて非常な盛況を呈していた⁽¹⁸⁾。なお同地には1920年代メリヤスの手動編機を製造する工

場も出現した⁽¹⁹⁾。

新義州の中国人靴下製造工場が1922年から相次いで設立されたのはこのように対岸の安東の靴下製造業の発展と関係があるだろう。安東と新義州は両方日露戦争後日本軍の進駐と鉄道建設を契機に発展し始め、1911年鴨緑江鉄橋が竣工されるや朝鮮と満洲の鉄道が連結されて一層発展を遂げるようになる⁽²⁰⁾。両都市は人の往来が自由に出来て両都市の経済関係は非常に深く、安東の中国人資本が新義州に進出することが見受けられる。

例えば、安東の福盛成は鋳物工場であったが1910年代新義州に進出して、新義州を拠点に次第に南下し朝鮮全国に朝鮮釜の製造工場を相次いで設立した⁽²¹⁾。また安東の三合盛は新義州に従業員42名の豆油豆粕製造工場の義順祥を設置した⁽²²⁾。新義州の中国人靴下製造業も鋳物業と豆油豆粕製造業の如く安東の靴下製造業に影響されたと考えられるが、残念ながらそれを直接裏付ける資料は見当たらない。但し両者の関係を間接的に裏付けることは出来る。

平壤商業会議所は1927年「平壤の靴下工業を説くに当って見逃すへからさる一事あり并は即ち安東、新義州に於ける斯業の発達也⁽²³⁾」と新義州と安東を同一扱いしながら警戒していた。また朝鮮人及び日本人靴下工場主は新義州の中国人靴下業者と競争するため1925年安い工賃の職工を求めて安東から中国人靴下職工を連れてきた⁽²⁴⁾。このことから新義州の中国人靴下製造工場の熟練工は安東から招待したと推測される。もう一つは新義州の中国人靴下製造工場はいわば「上海靴下」を生産していて、それは中国人工場が中国産の靴下編機を使用していたことがうかがえるが、その編機は安東から導入した可能性が高い。ただ、それが安東産編機なのか上海、天津産なのかは不明である⁽²⁵⁾。

3. 中国人靴下製造業の展開

3.1 新義州の靴下製造業の発展

日帝下朝鮮における外国人の靴下製造業は中国人が主要な地位を占めていた。在朝外国人の1926年靴下生産量及び生産額はそれぞれ136,587打、394,473円であった。このうち米国の朝鮮監理教会宣教部が1911年3月設置して運営していた開城郡松島面の松高実業場は自動靴下編機を取り付けて1926年に3万打、20万円を生産して、その年の外国人生産量と生産額においてそれぞれ22%と51%を占めていた⁽²⁶⁾。この工場以外はすべて中国人靴下製造工場であり、その中でも新義州が属した平安北道が全体の65%を占め、新義州は中国人靴下製造工場を中心地であった。

新義州の靴下製造業は1922年永成東一か所、1923年永順祥一か所に過ぎなかったが、1924年には中興、同和永、協勝東などが相次いで設立された。とりわけ同和永と協勝東の工場建坪は90坪と92坪で規模が以前設立された工場よりはるかに広がった。同和永は1926年生産量が18,000打に達して

全国の中国人靴下製造工場の中で最も多かった(表1参照)。このような工場は以前設立された工場が編機7-10台を取り付けるに過ぎなかったことに比べて、その約3倍にあたる約25台を取り付けて以前の家内工業の領域から脱皮したことが分かる⁽²⁷⁾。

表2 平安北道と平安南道における中国人と朝鮮人靴下製造工場の比較

	1924	1925	1926	1927	1928	1929
平北の中国人						
工場数	—	13	13	14	11	13
生産量(打)	40,800	82,370	75,087	132,984	129,663	—
生産額(円)	100,000	195,570	127,229	229,817	216,497	275,000
平壤の朝鮮人						
工場数	12	18	16	—	—	—
生産量	222,500	628,960	565,500	600,000	780,700	881,951
生産額	488,000	1,454,372	1,137,000	1,230,000	1,313,220	1,512,396
朝鮮全体						
工場数	—	461	1,500	1,508	1,542	—
生産量(打)	—	2,042,955	1,093,408	1,158,611	1,407,033	1,544,599
生産額(円)	—	2,788,562	2,412,233	2,267,153	2,479,888	2,682,102

出所：1924年統計は「時勢업平壤洋襪」『朝鮮日報』1925年7月30日；1925年統計は京城商業会議所(1927.1)「朝鮮に於ける工産品」『朝鮮経済雑誌』第133号，4頁；1926年統計は京都商業会議所(1927.12)「朝鮮の工産額と主要工場表」『朝鮮経済雑誌』第144号，4-5頁；1927年統計は京城商業会議所(1928.12)「朝鮮の工業生産品」『朝鮮経済雑誌』第156号，25頁；1928年統計は京城商業会議所(1930.2)「朝鮮の工業生産品」『朝鮮経済雑誌』第170号，4-5頁；1929年統計は朱(1994)，56・61・116頁；1929年の新義州の生産額は西浦半助(1930)，59頁。

注：1929年平壤の統計は465,300打、813,900円になっているが、同年平安南道の生産量と生産額は979,945打、1,680,440円であり大きな開きがある。元来平安南道の生産量及び生産額のうち平壤がそのほとんどを占めていて、1928年の場合平壤の靴下生産量と生産額が平安南道で占める割合が約90%を占めていたことから、その比重に合わせて1929年の平壤の統計を修正した。

さて、新義州の中国人靴下製造業が平壤の朝鮮人靴下製造業に脅威的な存在として認識されて平壤の朝鮮人靴下業者がその対策に乗り出したのは1925年頃であった。それを象徴するのが1925年4月に発生した平壤の靴下製造工場職工による争議であるが、それについては次節で検討することにしたい。

朝鮮日報1925年7月30日日付の次の記事を見てみよう。

「最近平壤靴下がよく売れなく30か所の靴下工場の大部分は休業するようになったという。その原因は様々であろうが新義州仁川公州などに工場を設置して工賃が安い中国人職工を使用するた

め、靴下価格の差が出来て、平壤の靴下製品は品質は差し置いて値段が高くてよく売れないのが一つの原因⁽²⁸⁾。」

また、平壤商業会議所はこのような事態を受けて新義州の中国人靴下製造業について調査を行って次のような分析結果を出した。

「今新義州に於ける斯業の一斑を見るに工場数は十四箇所機械台数二百二十六台、十三年(筆者：1924年)中の生産高約四万八百打にして未だ平壤に及はざること遙也と雖其生産費の寡少なること驚くべく従って将来価格の点に於て他を圧倒し懸て平壤業界の一大勁敵たるを想はしむるものあり⁽²⁹⁾」

平壤の朝鮮人靴下製造業は1920年代初め日本人経営の靴下製造業を市場から駆逐した途端、新義州の中国人工場が「一大勁敵」として現れ、新義州の中国人靴下製造工場と激しい競争に晒されたのである。それは統計を見ても読み取れる。表2の如く、新義州の中国人工場の1925年生産量は前年より2倍以上増加し、生産額は約20万円に達した。それは平安南道の朝鮮人の靴下生産量と生産額に対してそれぞれ12.5%と12.8%を占めた。

新義州の中国人靴下製造工場が平壤の朝鮮人靴下製造業の市場を蚕食した主要な原因は安い賃金にあったことは平壤商業会議所(1927)の分析と朱(1994)によって明らかになったが、新義州の中国人靴下工場の生産体制まで踏み込んで検討はしなかった。新義州の中国人靴下製造工場の生産体制に関する直接的な資料は見つからないため、平壤の共信靴下製造所が1926年頃中国人職工40名を雇用して新義州の中国人靴下製造工場と同様な賃金と生産体制を採用していたようで、それを通じて間接的に新義州の中国人靴下製造工場の生産体制についてみることにする。

「工場内支那職工四十人は年期雇用とす、期間は年齢により二年乃至三年、其全期間に給与する金額は十五円乃至六十円にして、宿舍と食事は雇用主持ちなり。年期中に一人前となれば月給十五円を給す、今一人前となりたる支那職工の工賃を計算すれば月給十五円、食費六円、計二十一円、一日収入七十銭となる。一人一日仕上二打とすれば一打の工賃は三十五銭となり、一人一日仕上二打半とすれば二十八銭となる⁽³⁰⁾。」

この内容と、中国遼寧省の靴下製造工場の生産体制を参考にして新義州の靴下製造工場をみれば、新義州の中国人職工は20歳以上の一人前の職工である工師は食費込みで月給21円、15-20歳の学徒は年期2-3年で15-60円になる⁽³¹⁾。なお新義州の中国人靴下工場は工場付近に居住する13-20歳の女工を雇い、繰糸、整理、仕上げなどの仕事を担当させて、その女工には日給制を取った。新義州の靴下製造業の1打の工賃は28-35銭であったが、平壤の靴下製造工場は60銭⁽³²⁾に上り新義州が平壤より47-58%も低かった。

賃金だけではない。1927年中国人工場16か所に働いていた従業員424名の職工構成を見よう。職工は中国人332名(78%)、朝鮮人92名(22%)で朝鮮人職工が全体の2割以上を占めていた。朝鮮人職工の内訳は女工87名(成年工69名・15歳未満18名)、男性職工は成年工5名になっていた⁽³³⁾。中国人女工10名を入れれば全体の職工のうち女工が24%を占め、朝鮮人工場の女性職工比重の

13%より約2倍も高かった。このような職工構成は中国人の鋳物工場がほとんど中国人男性職工で占められていた⁽³⁴⁾ことと異なる。このように両製造業間に差が出来たのは、靴下製造業は作業上女工でも出来ることと、中国人靴下製造工場主が生産費削減のため朝鮮人女工を臨時工として日給制として雇ったからであった。すなわち新義州の中国人靴下製造工場の方が朝鮮人工場よりもっと徹底的に費用削減に努めていたことがうかがえる。

新義州の中国人靴下工場の年間作業日は表2では287日になっているが、それは1926年設立された工場が5か所含まれていたため、1927年の新義州の中国人靴下製造工場13か所の年間作業日は平均322日に上った⁽³⁵⁾。これは平壤の朝鮮人一般工場の平均250日⁽³⁶⁾に比して29%も日数が多かった。なお新義州の靴下製造工場の一労働時間は朝4時30分から夕方7時30分までの14時間であった⁽³⁷⁾。この労働時間は安東の靴下製造小工場の夏季労働時間の朝4時から夕方8時⁽³⁸⁾より1時間短かったが、当時朝鮮の平均労働時間が12時間であったことを考えれば、長時間労働といえる。

以上の如く、新義州の中国人靴下製造業は平壤の靴下製造業に比べて職工の割安な賃金、低賃金女工の多数の雇用、長い年間就業日数、長い労働時間に支えられて、これが新義州の中国人靴下製造業が平壤の朝鮮人靴下製造業より高い価格競争力をもたらした原因であったと考えられる。というのは、割安な賃金は靴下の原価構成において高い比重をしめていたためである。例えば、1925-1926年頃平壤の朝鮮人靴下工場が生産する140針の靴下の原価(卸売値)2.20円の構成は原料綿糸1.40円(63.6%)、工賃0.45円(20.5%)、染色費0.15円(6.8%)、純利益0.2円(9.1%)になっていた⁽³⁹⁾。新義州の中国人靴下製品の原価構成が平壤の朝鮮人靴下製品と変わらないとすれば、原価構成の約2割強を占める工賃が靴下の商品価格決定に最重要ファクターであったといえよう。1925年頃新義州の中国人靴下製造工場は極上品1打に2.30円、それに対して平壤の靴下製品は極下品一打が2.30円であった⁽⁴⁰⁾が、それを可能にせしめたのは割安な賃金にあったのは間違いない。

しかし、新義州の中国人靴下製造業の発展に価格競争力だけが働いていただろうか。平壤の大手靴下製造工場の三共洋襪製造所社長孫昌潤の次の発言に注目してみよう。

「大正十二、十三年頃には支那人の製品から圧迫を受け約三年間は販路が杜絶してしまったので同工場(筆者：三共洋襪製造所)では商圈を回復すべく支那製品に酷似してゐる細襪機械を百余台を増加せしめ専ら南鮮地方で好む細襪を生産し同地に仕向けて支那人と競争をした⁽⁴¹⁾。」

すなわち孫昌潤の発言から中国人靴下製造工場は細襪編機械を取り付けて細襪を製造して朝鮮人工場に打撃を与えたことがうかがえる。細襪の織造は針数が160針以上で、綿糸の番手も42番を使い、上等品、特上等品扱いとされていた。1923年、1924年頃平壤の朝鮮人工場は120針・32番手、100針・16番手の中等品と下等品を主に生産していた。新義州の中国人靴下製造業者は後発走者として平壤の靴下製造業に対抗すべく製品差別のため160針程度の靴下編機を導入して市場参入をし

たと推測される。それが市場に受け入れられたのは上述の如く消費者にとって上等品靴下を安い値段で買えたためであろう。細襪の製造は編機当り一日生産量が3-4打であり、中等品及び下等品の5-6打に比して生産性が落ちる。それに一打あたりの工賃は針数が高ければ高いほど、細襪であればあるほど工賃は高かった⁽⁴²⁾。新義州の靴下製造工場は安い工賃を背景に細襪の織造に乗り出したのではないかと考えられる。

それ以外に新義州の靴下製品は朝鮮人製造の靴下の品質より見劣りはしなかったようである。1930年1月頃新義州領事館が本国外交部に報告した「新義州華僑之工商事業及経済状況人数之増減」に「生産品は朝鮮各道に運送されて販売された。製品は堅実で価格低廉であり極めて韓国人の歓迎を受けた⁽⁴³⁾」ということから、新義州の中国人靴下製造工場の製品は安さに加えて堅実持久的な品質を有していたことが分かる。朝鮮と中国において靴下製造業が外国人経営の工場を凌いで民族産業として発展した主要な理由の一つは日本産を始めとする外国産の靴下製品が弾力性に富んだ高級品であったが、朝鮮産と中国産は相対的に廉価で堅実持久的な性質を持ち自国の消費者のニーズを充たしたからであった⁽⁴⁴⁾。つまり新義州の中国人靴下製造業は朝鮮人靴下製造業の成功事例を踏襲したばかりではなく、朝鮮人製造業者より安くより良い製品を製造することによって朝鮮人の靴下市場を次第に蚕食していったのである。

3.2 新義州の中国人靴下製造業の販売網

新義州の中国人靴下製造業者は割安な靴下を朝鮮国内にどのように販売するかは生産活動と同時に重要な課題であっただろう。それに関しては朱が新聞記事を根拠に平壤の中国人商人の手を通じて全国に販売したと簡単に指摘した⁽⁴⁵⁾。しかし、彼は新義州の中国人靴下製造業者が平壤のどの中国人商人と取引を行ったかにまで踏み込んで検討はしなかった。

新義州の靴下製造業者と取引した平壤の中国人商人は靴下製品など織物を取り扱っていた織物商及び貿易商であった。平壤にはソウル、仁川の中国人織物商の規模には及ばないものの規模の大きい織物商が多数存在していた。1929年の平壤の中国人織物商10戸の売上高は254万6,800円に上り、日本人、朝鮮人を含めた同地の織物商の総売上高986万8,600円の25.8%を占めていた⁽⁴⁶⁾。1929年平壤の中国人人口が全体の人口で占める割合がわずか0.8%⁽⁴⁷⁾に過ぎなかったことを考慮すれば、当時商業の花形であった織物商部門において約26%の比重を占めていたことは中国人織物商がいかに繁栄していたかがうかがえる。

主な中国人織物商及び貿易商の商店主と1923年の年間売上高を示せば次の通りである。慶興徳(孟憲詩・33万9,500円)、泰安洋行(楊培昌・18万5,000円)、春盛永(梁鳳波・15万6,800円)、春盛興(劉聿軒・14万円)、徳盛号(王鼎元・13万4,400円)、謙合盛(王鈺・13万4,400円)である⁽⁴⁸⁾。これらの織物商及び貿易商は新義州の中国人靴下だけでなく地元の朝鮮人靴下製造工場の生産品を全国に販

売していた⁽⁴⁹⁾。その販売活動は、後述する 1931 年 7 月朝鮮内排華事件後中国人織物商及び貿易商が大量に本国に引き揚げて平壤の朝鮮人靴下製造工場の販売にも相当な影響を及ぼしたことから、どれだけ盛んに行われていたことが分かる⁽⁵⁰⁾。これについては 4 章で詳細に検討する。

表 3 平壤普宣社靴下製造工場と中国人雑貨商との取引内訳

店名	所在地	金額	取引内容
海興永	慶北奉化郡邑内	63.80	1927年5-7月まで2回分の靴下代なり、取引数回
福成泰	忠南公州郡邑内	17.45	1927年11月14日の靴下代、取引1回
同増順	忠南公州郡邑内	24.10	1927年11月14日の靴下代、取引数回
復成合	忠南公州郡邑内	34.20	1927年11月14日の靴下代、取引1回
天順福	忠南公州郡邑内	27.30	1927年11月16日発送の靴下代、取引1回
怡盛永	慶北九龍浦	47.90	1927年11月19日の靴下代、取引1回
■盛東	全北扶安邑	70.60	1927年11月19日、12月8日の靴下代、取引2回
復盛号	全北扶安邑	70.60	但前記■盛東ハ死亡云々ニシ同債務ハ同店ニデ引受清算スルトノ条件アルニモ不拘ズ返済セズナホ居所不明ナリ
合計	8か所	355.95	—

出所：1928年3月2日収、平壤府新陽里普宣社洋襪織造廠函「海興永等八家者任比身元希査」『取締華工暨限制華人野菜栽培者人数』（駐朝鮮使館档案 03-47-168-03）。

一方、平壤の中国人織物商及び貿易商と地方の中国人雑貨商との取引関係ではないが、平壤の朝鮮人靴下製造工場と地方の中国人小売雑貨商が直接取引した史料はある。表 3 は平壤の靴下製造工場の普宣社が 1927 年忠清南道、全羅北道、慶尚北道の中国人雑貨商と取引した内訳を示したものである⁽⁵¹⁾。普宣社は平壤の新陽里に位置した靴下工場で 1924 年 7 月設立された。1926 年と 1927 年の生産量と生産額はそれぞれ 3 万打、6 万円で比較的に規模の大きい工場であった⁽⁵²⁾。普宣社と取引していた 8 か所の中国人雑貨商は地方の小規模雑貨商であったようである。慶尚北道九龍浦の怡盛永は 1920 年代大邱華商公会設立時 10 円を寄付していた⁽⁵³⁾。当時大邱の中国人卸売織物商が 200 円を寄付したことを基準にすれば怡盛永が小規模の雑貨商であったことがうかがえる。怡盛永以外の 7 か所の中国人雑貨商も表 3 の取引金額から怡盛永と同規模の雑貨商であったと推測される。すなわち平壤の朝鮮人靴下製造工場は地方の中国人雑貨商と直接取引する販売網を有していた。

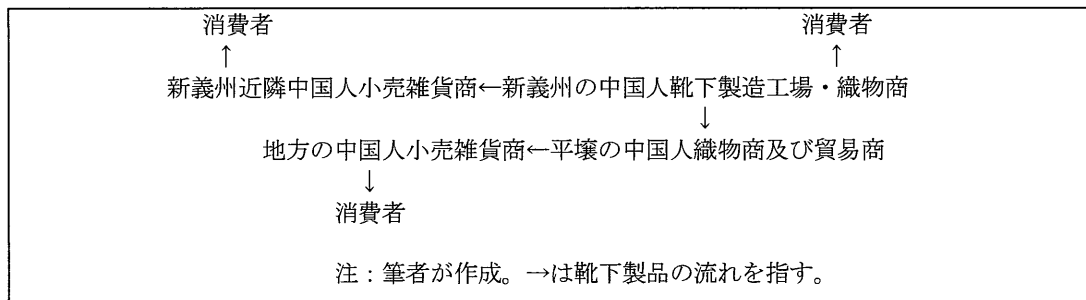
しかし、平壤の慶興徳、泰安洋行、春盛永などの織物商及び貿易商が具体的に地方のどの中国人雑貨商と取引していたかを示す史料は見当たらない。ただし朝鮮の中国人織物商は京城と仁川の大手織物商を頂点に全国に中国人織物商及び雑貨商の販売網が張り巡らされていた⁽⁵⁴⁾ことを考えれば、表 3 の中国人雑貨商も平壤の織物商及び貿易商の取引対象であった可能性が高いだろう。

さて新義州の中国人靴下製造工場が平壤の中国人織物商などを通じてすべての製品を販売しただろうか。1924 年新義州の靴下製品の生産量は 40,800 打であったが、他の地域に仕向けられた靴下

はその44%に該当する18,000打⁽⁵⁵⁾に過ぎなかった。すなわち約5割は新義州一円で販売されたのである。新義州一円の販売は、前述の如く、織物商が靴下製造工場を設立したこともあって、織物商が工場の靴下製品を直接販売する方法もあった。1928年現在新義州の織物商のうち靴下を販売していたのが確認出来るのは恒興和、永成東、永順祥の3か所であるが、これらの織物商は直接靴下工場を所有しながら自社で製造した靴下を近隣地域の雑貨商及び消費者への販売に当たっていた。3か所の織物商の売上高を1923年と1928年を比較した場合、永成東は17,680円から130,000円に、恒興和は28,800円から33,000円に増加し、なお靴下を販売する織物商の慶祥徳は10,000円から170,000円に大幅に売上高が増加した⁽⁵⁶⁾。この3か所の織物商は主に靴下製品の販売を専門にしていたため靴下の販売を通じて売上高を伸ばしたと考えられる。

以上の新義州の靴下製造工場の販売網をまとめて示したのが図1である。

図1 新義州の中国人靴下製造工場の販売網



3.3 「1925年平壤洋襪争議」と中国人職工問題

「1925年平壤洋襪争議」は平壤の朝鮮人靴下製造業者が新義州の中国人靴下製造業の出現に対応するため職工の賃金を引き下げたことと、一部の工場が中国人職工を雇用了のが原因であった⁽⁵⁷⁾。朱は同争議の原因に対して主に職工の賃金引下を取り上げ、朝鮮人工場に雇用されていた中国人職工問題に関する検討は相対的に手薄であったため、この節では同争議と中国人職工との関係を中心に検討したい。

平壤洋襪の生産組合と平壤洋襪職工組合間の争議の争点は1925年4月8日夕方8時平壤洋襪職工組合がカトリック教会で1,000名が参加した総会を開き、決定した生産組合に対する五つの要求事項によく現れている。

「1. 従業者条約に関する件：生産組合が去る3月1日に従業者と締結した条約を履行すること。2. 違約工場に関する件：従業者条約締結当時の生産組合代表の大元商会工場に責任を問う同時に積極的に対抗すること。3. 中国人労働者雇用に関する件：共信商会では率先して中国人職工を採用したため中国人職工を解雇しない時にはその工場を撲滅すること。4. 賃金問題に関する件：大元商会を始

めその他の工場は靴下がよく売れないため賃金を引き下げた。これは口実に過ぎなくこれに対して質問すること。5. 外職に関する件：内職職工より外職職工の賃金が割安であり賃金を同一に引き上げること⁽⁵⁸⁾。」

以上の五つの要求事項は生産組合の賃金の引き下げに対する職工組合の反対と中国人職工の雇用に対する反対にまとめられるが、とりわけ職工組合は中国人職工に対して非常に警戒していた。平壤洋襪職工組合常務委員崔允鈺の次の発言を見よう。

「まだ洋襪一打当たり 30 円以上の純利益がある。新義州の中国人製造業者生産の洋襪移入云々は尚今極小規模であり到底平壤襪に比較の対象にならない。中国人職工をすでに使用した工場もあり将来使用しようと安東縣方面に周旋中の状況であり、数日後には多数の中国人職工が侵入するだろう。一般雇用主たちが自己の利益をもっとほしがって中国人を使用しようとするのである。現在朝鮮人職工たちに賃金を再び引き下げようとするのも中国人職工使用を前提とする。……いずれ中国人職工の侵入は我が職工たちに一大脅威であり命かけて極力防止する決心である⁽⁵⁹⁾。」なお職工組合は中国人職工解雇を要求する理由について「中国人たちが賃金をあまりにも安くもらって入ってきたからこの影響が一般職工に及ぼしてまたは彼らによって朝鮮人職工 10 名が職業を奪われたため、奪われた職業を取り戻そうとすることだ⁽⁶⁰⁾」と主張した。

職工組合は上記の理由で中国人職工を採用した共信商会をターゲットに定めて直ちに行動に出た。代表者 5 名は 9 日正午共信商会を訪問して中国人職工の解雇を要求した。共信商会は職工組合の要求に応じて中国人職工を追い出すとしながら、中国人は旅費がないため早速帰国できないと迂回的に要求に応じなかった。それで 1,000 名の職工は工場を取り囲んで脅かして険悪な雰囲気になった⁽⁶¹⁾。一方、職工組合の交渉委員 5 名(崔允鈺・崔仁洙・尹寛洙・金永三・安龍洙)は同日午後下水口里の休業中の大元工場に赴き賃金引下について抗議した。その際数百名が外でデモを行い、午後 5 時平壤警察署は崔允鈺交渉委員(当時朝鮮日報平壤支局記者)など 5 名の交渉委員を検束した⁽⁶²⁾。これを契機に職工組合員は翌日の 10 日三共、平信、共和、三成の四つの工場の職工 400 名が同盟罷業を断行すると同時に、午後警察署に駆けつけて昨日検束された交渉委員を釈放するように要求した。50 名の職工組合員は中国人職工を使用する共信商会に駆けつけ、中国人職工が全員逃げだして警察の騎馬隊が出勤するなど事態は益々エスカレートした⁽⁶³⁾。

それでは職工組合の攻撃的になった共信商会がなぜ中国人職工を雇ったかその経緯についてみてみよう。この工場は元来平壤の企業家の李鎮淳によって設立され、この争議が発生する直前の 1925 年 3 月慶興工廠と工場名が変わった。このようになった経緯は次の記事を見れば分かる。

「中国人職工が最初平壤に足を入れたのは平壤府将別里にある大同洋襪所の元職工劉祥運という人が洋襪織造を請負し、個人の利益を求めて安東縣から中国人職工 10 名を招聘して使用したのが始まりである。その後大同洋襪主人李昌鉉氏より中国人使用に対する評判がよくない理由で劉祥運の請負

制を撤廃したため中国人は失職し困窮な状態に陥った。それで中国人豪商慶興徳に訴えて彼が資本を出し余りは労働を提供して慶興工廠になった。同工場は前記の中国人職工 10 名を採用したのである⁽⁶⁴⁾。」

すなわち共信商会は中国人豪商の慶興徳の資本を受け入れ、同工場が失職した中国人職工 10 名を雇用したのである⁽⁶⁵⁾。この事実は非常に面白い。というのは平壤の靴下製造業は朝鮮人の民族資本を代表するものとして位置づけられてきたが、平壤の代表的な朝鮮人靴下製造工場に外国人の中国人豪商の資本が投入されていたからである。

中国人豪商の慶興徳は平壤の中国人資本を代表する存在であった。平壤府の履郷里に位置した慶興徳は舶来雑貨商及び貿易商として 1923 年度年間売上高は中国人商店の中では最高の 33 万 9500 円、20 名の従業員を雇用していた。その経営主の孟憲詩は 1923 年度に家屋税 62.76 円、戸別税 82.39 円でそれぞれ平壤の中国人の中では最高納税者であった⁽⁶⁶⁾。なお 1928 年度の年間売上高は 27 万円、162 円の営業税を納付していた⁽⁶⁷⁾。共信商会が慶興徳に資本提供を要請したのは以上のように慶興徳が中国人商店を代表する存在であったことが考慮されたい。さらに慶興徳は平壤の朝鮮人靴下製造工場及び新義州の中国人靴下製造工場の生産品を取り扱っていたと見られ、平壤の朝鮮人靴下業者と密接な関係にあったと推測される。

ところで、職工組合がただ 10 名の中国人職工の雇用にこれだけ敏感に反応したのは納得し難いだろう。その背景には日帝下朝鮮における中国人労働者問題があったと考えられる。朝鮮における中国人労働者は 1921 年頃から急増する。1921 年仁川港を通じて入国した中国人は 1920 年 12,170 名から毎年増加して 1924 年には 29,220 名へ 116%も増えた⁽⁶⁸⁾。労働争議直前の 4 月 3 日日付の朝鮮日報には 3 月中の仁川入国の中国人労働者が 5000 名に達したと憂慮する記事が掲載された⁽⁶⁹⁾。安い賃金の中国人労働者の増加は朝鮮の労働市場に朝鮮人労働者に警戒感を強め、両者間の衝突が相次いで発生した。1923 年 3 月大田の丸吉運輸組は人夫として雇用してきた朝鮮人 40 名を解雇する代わりに安い賃金の中国人 20 名を雇用したばかりか、既存の朝鮮人労働者に対しては賃金を引き下げたため、同会社の朝鮮人人夫は大田労働会に加盟して対抗した⁽⁷⁰⁾。また、1923 年 9 月江原道鉄原郡北面回山里の日本人水利組合の朝鮮人労働者 15 名は一緒に働いていた中国人労働者が自分たちより安い賃金をもらいながらもよく働き、朝鮮人労働者を駆逐することに不満を抱き、朝鮮人労働者 80 名が中国人労働者一人を殺した事件が発生した⁽⁷¹⁾。

中国人労働者問題が深刻化する中で、同争議が発生する直前の 4 月 3 日日付の朝鮮日報記事にこの問題に対して、「全国の労働団体は現実問題として重要なことであり、積極消極両面の対策を講じなければならない。したがって中国人を排斥しろという民族感情ではなく生存権の自衛策⁽⁷²⁾」として労働界が積極対応するように呼びかけた。

このような中国人労働者問題は平壤の現実的な問題でもあった。1923 年平壤の中国人経営工場は鋳物工場 4 か所、素麺工場 1 か所、木工場 1 か所あったが、6 か所で働いていた中国人労働者は 109

名であった。なお日本人と朝鮮人経営の工場で働いていた中国人労働者は 296 名に達して中国人経営工場より 3 倍も多かった。中国人労働者 193 名を雇用していた平壤の海軍燃料廠は中国人労働者をもっと雇用しようとしたが、朝鮮人労働者保護のため中国人雇用を自制していたという⁽⁷³⁾。平壤の労働界だけでなく平壤府内の野菜需要の大部分は中国人によって供給され、前述の如く織物商、貿易商を中心とする中国人の商業は相当な経済勢力を形成していた⁽⁷⁴⁾。このように朝鮮及び平壤における中国人労働者問題が職工組合に 10 名の中国人職工に対して厳しく対応させた遠因であったと考えられる。

ところで共信商会は職工組合の要求に応じて 10 名の中国人職工を解雇した痕跡は見られない。生産組合と職工組合は 4 月 25 日松井平壤府尹の仲介で妥協案が成立した。その妥協案は「1. 賃金は以前より毎打 8 銭を引き上げて 160 針の場合 63 銭に。2. 職工の解雇は出来るだけしないように。3. 中国人職工使用問題は雇用主側に任せて使用させないように。4. 職工賃金中毎打 2 銭を義務貯蓄させて非常時に使用させること⁽⁷⁵⁾。」になっていた。すなわち中国人職工使用問題については雇用主側に任せて使用させないように勧告することになったのである。

まず、これを通じて共信商会が雇用していた中国人職工 10 名は 4 月 25 日まで解雇されなかったことが分かる。職工組合が強力に解雇を要求したにもかかわらずそれが実現されなかった原因はどこにあったのだろうか。平壤警察署長は中国人職工問題について「工場主と職工の間に問題だけでなく中国人排斥問題になっているため検事までこの事件に関して調査中である。すでに鎮南浦にある中国領事から交渉の申し出が来ているためもっと慎重に考慮してよく解決する⁽⁷⁶⁾」という姿勢を示した。中国の鎮南浦領事が中国人職工の排斥問題を重視して当局に中国人職工を解雇しないように要求したと見られる。それに対して朝鮮総督府は日中両国間に外交問題化されないよう、共信商会に中国人職工を解雇しないように働きかけただろう。それは同争議の翌年の 1926 年共信商会には 10 名のほか 30 名の中国人職工が加わって総勢 40 名の中国人職工が働いていたことからもうかがえる。ただ、共信商会は中国人職工と朝鮮人職工の摩擦を防ぐため中国人職工には安価な賃金を支給するほか、中国人職工には宿舎を提供して工場での作業をさせた反面、朝鮮人職工には自宅作業をさせた⁽⁷⁷⁾。しかし、平壤の靴下製造工場のうち共信商会以外に中国人職工を雇用した工場は見られない。それは争議で見られたように朝鮮人職工の反発を恐れたためであり、それにもかかわらず共信商会が中国人職工を雇したのは共信商会が慶興徳から資本提供を受けていたことも働いたと考えられる。

以上の如く、「1925 年平壤洋襪争議」において中国人職工問題は新義州の中国人靴下製造業の発展と関係があったこと、同争議の主要な争点であったことを明らかにすることが出来た。

4. 新義州の中国人靴下製造業の衰退

「1925 年平壤洋襪争議」は平壤の朝鮮人靴下製造業者に朝鮮人職工の賃金引下と中国人職工の雇

用によって新義州の中国人靴下製造業に対応するのが至難であることを教えてくれた。よって平壤の朝鮮人靴下製造業者には他の方法を講じる必要が提起されたといえよう。

平壤の朝鮮人靴下製造業者は1926年7月平壤洋襪産業組合を組織し、平壤で生産する靴下製品の品質検査を実施して良好な製品を出荷するように努めた⁽⁷⁸⁾。新義州の朝鮮人織造組合は1926年靴下織造技術者を養成して同技術者を朝鮮人靴下製造工場に採用することによって工場職員の技能的水準を高めようとした⁽⁷⁹⁾。しかし、このような対策は臨時方便的なことであり、新義州の中国人靴下製造業に対する根本的な対策とは言い難かった。

したがって平壤の朝鮮人靴下製造業者は既存の手動式靴下編機から自動式靴下編機に転換して労働生産性の向上と高品質靴下製品の生産を図ろうとした。自動式靴下編機は1926年までは平信洋襪製造所に5-6台しか設置されていなかったが、1927年には平壤、東星、大同、平林、大星、平安洋襪製造所へ広がり自動式靴下編機は一気に62台に急増した⁽⁸⁰⁾。平壤の朝鮮人靴下製造業者は自動式靴下編機を利用して主に160番手以上の細襪を製造したが、これは安い賃金を武器とした新義州の中国人靴下製造業者の細襪に対抗するためであったと考えられる。

さらに平壤の朝鮮人靴下製造工場は1926年の財界不況と新義州の中国人靴下製造業者との競争のため、職工組合の反発にもかかわらず職員の賃金引下を断行した。1925年争議時一打当たり63銭に合意されたのが、1926年夏には42-52銭に1年前より17-33%引き下がった。その後も賃金引下が続き、1931年6月には新義州の中国人靴下工場の男性成年工の1日賃金は朝鮮人職員の73%水準に近づき、以前の2分の1か3分の1水準からその差が大幅に縮まった⁽⁸¹⁾。なお平壤の朝鮮人靴下製造業者は工賃削減の一環として職工に機械及び原料などを貸し付けて在宅作業をやらせた⁽⁸²⁾。

表4 新義州の中国人靴下製造業と平壤の朝鮮人靴下製造業の比較

年	生産量(%)		生産高(%)		一打当たり価格(円)	
	新義州	平壤	新義州	平壤	新義州	平壤
1925	4.0	30.8	7.0	52.2	2.37	2.31
1926	6.9	51.7	5.3	47.1	1.69	2.01
1927	11.5	51.8	10.1	54.3	1.73	2.05
1928	9.2	55.5	8.7	53.0	1.67	1.68
1929	—	57.1	10.3	56.4	—	1.75

出所：表2のデータに基づいて作成。

注：生産量と生産高の比重は朝鮮全体の生産量と生産高で占める割合である。

このような平壤の朝鮮人靴下製造業者の対応の結果、一打当たり靴下製品の価格は1926年新義州1.69円、平壤2.01円であったが、1928年にはそれぞれ1.67と1.68になってほぼ同様な水準になった(表4参照)。また新義州の中国人靴下製造業が朝鮮全体の靴下製造業の生産量と生産高において占める

比重は1927年11.5%と10.1%であったが、1928年には9.2%と8.7%に下がり上昇傾向にブレーキがかかった。これを見る限り平壤の朝鮮人靴下製造業者の対応が功を奏したといえるだろう。孫昌潤の話はそれを裏付ける。

「現在平壤靴下の競争の対象になりうるのは新義州の中国人靴下がありますが全消費量の5分の1に及ばないばかりか品質でも何でも平壤靴下が少しも遜色のないため心配されることはない……近年の靴下品質を見ても自動式機械をほとんど使用する関係上品質も良く生産量も増加して今はどんなところからどんな靴下が流入してきても平壤靴下と対抗することは出来ないと思う⁽⁸³⁾。」

一方、新義州の中国人靴下業者はそのような平壤の朝鮮人靴下製造業にどのように対応したのだろうか。新義州の中国人靴下製造業者が自動式編機を導入したかは不明である。朝鮮人の靴下製造工場が取り付けていた日本製編機の値段は約450円という高価で手動式編機より約10倍高かった。平壤より規模の小さい工場が多かった新義州の中国人製造業にとって自動式編機を導入することはそう容易ではなかっただろう。なお自動式編機は一樣にして斑が少なく生産効率が手動式編機より2-3倍高いメリットがあるが、手動式編機が自動式編機より低廉であること、付属品及び修繕費などの費用がかからないこと、電力費が必要でないことなどの長所があったため、平壤の朝鮮人靴下製造業者さえも1926-1930年に自動式編機への切り替えを本格的に行わなかったという⁽⁸⁴⁾。靴下製造業が発達した旧「満州」地域における自動式編機を設置した工場は1934年にも全工場の4%に過ぎなかった⁽⁸⁵⁾。このような諸情報を考慮すれば、新義州の中国人靴下製造業者が自動式編機を導入したとは考えにくい。新義州の中国人靴下製造業者は低コストの生産体制を維持しつつ手動式編機を増やして規模の経済を達成しようとしたのではないかと考えられる。新義州の中国人靴下製造工場の編機は1925年225台から1929年には約500台に2倍以上増えた。その期間工場数の変動はなかったため、1工場当たりの編機台数は2倍増えたことになる。新義州の靴下製造業は1929年全国生産額で占める比重が10.3%に回復するが、これは同年平壤の靴下製造業の比重が前年より3.4%ポイント上昇したことを考えれば平壤の朝鮮人靴下製造業のシェアを奪ったことではなかった。つまり新義州の中国人靴下製造業が依然として約10%の比重を占めていたことは平壤の朝鮮人靴下製造業の多様な対応によって伸び悩んだとはいえ、平壤の朝鮮人靴下製造業が新義州の中国人靴下製造業を完全に圧倒したのではなかったのである。新義州の中国人靴下製造業の衰退を決定せしめたのは1931年7月全国で起きた排華事件⁽⁸⁶⁾であった。

まず同事件が中国人の靴下製造業の中心地であった新義州でどのように展開されたか見てみよう。朝鮮人による排華暴動は7月7日午後10時頃朝鮮人群衆500-600名が新義州市内の真砂町など中国人街を襲撃したことから始まった⁽⁸⁷⁾。真砂町には中国人靴下製造工場の永順祥、仁和興、中興、永成東などが位置していたが、平安北道当局の厳しい警戒態勢によって同工場の被害はなかった。同地の織物商店も事前に状況を把握して門を閉めたため窓ガラスが割れるだけにすみ貨物の損失

はなかった。中国人の人的被害は14名の負傷者を出したことに過ぎなかった。しかし、新義州居住の中国人は事態の成り行きを憂慮して中国新義州領事館及び中華商會に避難した人は1200名、安東に避難した人も約3500名に達した。この事件によって中国人靴下製造工場が直接的な被害を受けなかったものの、中国人が大量に安東に引き揚げたため各工場は操業不能の状態になった⁽⁸⁸⁾という事実から靴下製造工場の職工も安東に引き上げて工場は稼働中止になったと推測される。しかし、他都市に比べて新義州の被害の度合いがそれほど深刻ではなく、9日には新義州市内が平穩を取り戻して10日朝から安東に避難していた中国人が新義州に戻ってきた。その人数は10日正午まで3000名に達したという。また、新義州の商店の3割が開店を済ませた⁽⁸⁹⁾。よって新義州の中国人靴下製造工場も職工が戻ってきて工場は再稼働をしたと考えられる。

一方、排華事件によって新義州の中国人靴下製造業の生産品を販売していた平壤の織物商及び貿易商は大きな打撃を蒙った。7月5日午後9時50分頃孟憲詩経営の慶興徳に約1000名の群衆が押しかけ、商品を破壊した⁹⁰。さらに平壤の大同門通から西門通の間に集中していた中国人の織物商、貿易商、雑貨商は7月5日夜群衆によってすべて略奪され、店内の織物などは街に捨てられて「織物の道」になったという⁽⁹¹⁾。新義州の中国人靴下製造工場の靴下製品を販売していたと見られる慶興徳、謙合盛、春盛永、徳盛号などは「咸蕩然無存」（すべて形跡もなく消え去った廃墟）状態であった⁽⁹²⁾。暴動群衆によって破壊された商店及び家屋は289か所に達したが、そのうち被害が最も大きかったのは平壤の中国人経済の中心を担っていた織物商及び貿易商であった。平壤の排華事件による被害は、中国側の調査によれば、全国死亡者の94%、重傷者の53%、財産損失の61%を占めていた⁽⁹³⁾。その財産損失のほとんどは織物商及び貿易商であったと考えられる。

平壤の織物商及び貿易商は群衆による直接的な被害にとどまらなかった。平壤の織物商及び貿易商は同事件によって各地の取引先の中国人雑貨商なども帰国したため資金回収の目的が立たなく、朝鮮の各銀行も中国人の織物商及び貿易商に貸し出しを断ったため苦しい資金繰りを余儀なくされた⁽⁹⁴⁾。なお9月9日勃発した満州事変は中国人の不安をさらに増幅して、平壤の織物商及び貿易商は開店を断念して本国に引き揚げた⁽⁹⁵⁾。慶興徳の孟憲詩は事件当時平壤華商商會長を務めていたが同事件で破綻して借金を抱えたまま安東へ逃避した⁽⁹⁶⁾。

平壤の織物商及び貿易商の没落は新義州の中国人靴下製造業に甚大な影響は及ぼすことになる。新義州の華僑靴下製造業は平壤の織物商及び貿易商を通して靴下を販売してきただけに、取引先の織物商の破綻は未収金の問題が発生して苦しい資金繰りに直面しただろう。さらに新義州の中国人靴下製造業は平壤の取引先の破綻によって販売網が機能不全に陥ったと考えられる。図1の如く新義州の工場周辺地域への販売は可能であっただろうが、それも取引先の中国人雑貨商の引き揚げによってうまくいかなかっただろう。それは中国人靴下製造業者が「満州」地域への輸出を通じて新しい販売先を開拓しようと試みた⁽⁹⁷⁾ことからもうかがえよう。しかし、その試みも「満州国」の高い関税率と満州地域の発展した靴下製造業があり輸出は容易ではなかっただろう。それは平壤の朝

鮮人靴下製造業が1930年代同様に満州への靴下輸出を推進したが失敗に終わったからである。

結局、新義州の華僑靴下製造業者はこの危機を乗り越えることが出来ず多数の工場は破綻した。新義州の中国人靴下製造工場数は1929年13か所から1934年4か所に減少し、生産額は1929年275,000円から118,647円に57%減少した。中国人靴下製造工場のうち最大であった同和永は同事件を契機に閉鎖され、その工場主李安道は1932年新延利という鋳物工場を設立して業種転換した。織物商と靴下製造業を営んでいた永成東と恒興和などは両事業ともに破綻してしまった。ただ永順祥だけは靴下製造業からは撤退して、本業の織物商に経営を集中して1935年現在新義州の最大手織物商として存在していた⁽⁹⁸⁾。1935年現在存続が確認される中国人経営の靴下製造工場は仁和興と晋興春の2か所に過ぎなかった。この2か所は表1の如く中国人工場の中で最も小規模で生産量及び生産額も少なかった工場であり、これを持って1920年代繁栄を謳歌した新義州の中国人靴下製造業は完全に衰退したといえよう。これと裏腹に平壤の朝鮮人靴下製造工場は1934年33か所に増加し、1940年にはさらに69か所に増え、朝鮮全国の靴下生産量及び生産額に占める同地の比重は1929年50%台から1934年には約7割に高くなった⁽⁹⁹⁾。つまり排華事件が新義州の中国人靴下製造業と平壤の朝鮮人靴下製造業の明暗を分けた主要な要因であったのである。

5. 終わりに

以上、日帝下新義州の中国人靴下製造業の軌跡をおおよそ跡付けることが出来たと思う。

第1に、新義州の中国人靴下製造業は新義州の中国人織物商などの商業資本によって1920年代初め靴下に対する強い需要に誘発されて誕生した。その製造工場の設立には新義州より先靴下製造業の発展を遂げた中国の安東地域から職工や靴下編機を導入したと見られる。

第2に、新義州の中国人靴下製造業は競争相手の平壤の朝鮮人靴下製造業より割安な賃金、朝鮮人女工の大量雇用及び長時間労働などによる労働コスト削減、高級品の靴下を安い値段で市場に供給する戦略、そして平壤の中国人織物商及び貿易商と提携して全国販売を可能にせしめたことによって、1927年朝鮮全国の靴下生産量及び生産額において約10%を占めるまで発展した。

第3に、1925年4月平壤の朝鮮人靴下製造工場の労使争議は新義州の中国人靴下製造業の発展が契機となって発生したが、同争議の過程で共信商会に雇用されていた10名の中国人職工をめぐる問題は賃金引下問題とともに同争議を長引かせた主要な要因であった。また、平壤洋襪職工組合は朝鮮国内に中国人労働者の増加による問題が表面化する中、共信商会の中国人職工が朝鮮人職工の賃金引下及び今後中国人職工を雇用する呼び水になると看做し、全員の解雇を生産組合に強力に求めた。しかし、共信商会は平壤の中国人豪商慶興徳の資本提供を受けていたこと、日中外交摩擦を恐れた当局の思惑によって10名の中国人職工を解雇せず、さらに30名の中国人職工を追加雇用した。しかし、

この工場以外に中国人職工を雇用した朝鮮人靴下製造工場はなかった。

第4に、新義州の中国人靴下製造業は1920年代後半平壤の朝鮮人靴下製造業の自動式靴下編機の導入、職工賃金の引下などの措置によって生産量及び生産額のシェアのやや低下を余儀なくされた。新義州の中国人靴下製造業の衰退を決定せしめたのは1931年7月発生した排華事件であった。新義州の中国人靴下製造工場の生産品を販売していた平壤の織物商及び貿易商が同事件で壊滅的な被害を蒙って経営者が本国に引き揚げ、その生産品の販売路が閉ざされてしまった。それによって新義州の中国人靴下製造工場は相次いで破綻して1929年13か所から1935年には2か所に減少した。

最後に、日帝下朝鮮人の民族資本を代表する平壤の朝鮮人靴下製造業にとって新義州の中国人靴下製造業の生成、発展、衰退は何を意味するものであったらうか。1920年代新義州の中国人靴下製造業の生成と発展は平壤の朝鮮人靴下製造業に脅威を与えたのは間違いないが、それへの対応が平壤の朝鮮人靴下製造業に競争力を高める契機になったのではないか。それが平壤の朝鮮人靴下製造業の競争力を高め、新義州の中国人靴下製造業と平壤の朝鮮人靴下製造業の明暗を分けた排華事件を契機に新義州の中国人靴下製造業が衰退したことを裏腹に、平壤の朝鮮人靴下製造業が1930年代本格的な発展を遂げた原動力になったと考えられる。

《参考文献及び史料》

1. 韓国語文献

高承済(1972)「華僑対韓移民の社会史的分析」『白山学報』第13号
朱益鐘(1994)「日帝下平壤의 메리야스工業에 관한研究」서울대학교博士学位論文
平壤郷土史編纂委員会編著(1957)『平壤誌』国立出版社

2. 日本語文献

安東商工会議所(1929)『安東商工案内』安東商工会議所
安東商工会議所(1937)『安東二於ケル会社及工場一覽表』安東商工会議所
飯野正太郎(1938)『昭和十三年度版 新義州商工案内』新義州商工会議所
李正熙(2004)「植民地期における在韓華僑の製造業に関する一考察－鋳物業を中心に－」『京都創成大学紀要』第4巻
李正熙(2007)「植民地朝鮮における中国人の商業ネットワーク－呉服商を中心に－」中華民国海外華人研究学会編『「全球化下華僑華人問題的轉換」國際學術研討會論文集』
梶村秀樹(1967)「日帝時代(前半期)平壤メリヤス工業の展開過程－植民地経済体制下の朝鮮人ブルジョアジーの対応の一例－」『朝鮮史研究会論文集』3号
梶村秀樹(1969)「日帝時代(後半期)平壤メリヤス工業の展開過程－植民地経済体制下の朝鮮人ブルジョアジーの対応の一例－」『朝鮮史研究会論文集』5号
菊池一隆(2007.9)「万宝山・朝鮮事件の実態と構造－日本植民地下、朝鮮民衆による華僑虐殺暴動を巡って－」愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』22
朝鮮総督府(1924)『朝鮮に於ける支那人』朝鮮総督府
朝鮮総督府(1926)『市街地の商圈』朝鮮総督府
朝鮮総督府(1929)『昭和二年 朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
朝鮮総督府(1931)『昭和四年 朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
朝鮮総督府(1932)『調査資料第四十三輯 生活状態調査(其四)平壤府』朝鮮総督府
朝鮮総督府学務局社会課(1933)『工場及鉱山に於ける労働状況調査』朝鮮総督府学務局社会課
朝鮮総督府警務局(1931)『外事関係統計』朝鮮総督府警務局
徳家藤栄(1927)『家庭工業調査』京城商業會議所
西浦半助(1930)『新義州案内 附義州、龍岩浦、多獅島』国境文化協會
朴永錫(1981)『万宝山事件研究』第一書房
平野義太郎編(1940)『方頭廷 支那の民族産業』(東亞研究叢書第三卷)岩波書店

平壤商業会議所(1927)『平壤全誌』平壤商工会議所

平壤商工会議所(1943)『平壤のメリヤス工業と平南の農村機業』平壤商工会議所

平安北道編纂(1928)『大正十五年平安北道統計年報』平安北道

平安北道編纂(1929)『昭和二年 平安北道統計年報』平安北道

満州国実業部臨時産業調査局(1937)『メリヤス製品並にメリヤス工業に関する調査書』満州国実業部

南満洲鉄道株式会社興業部商工課(1927)『南満洲主要都市と其背後地 第一輯第一巻 安東に於ける商工業の現勢』

3. 中国語文献

羅家倫主編・中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会編輯(『革命文献三十三輯』中央文物供応社

李正熙(2009)『近代朝鮮華僑製造業研究—以鑄造業為中心』中国華僑華人歴史研究所編『華僑華人歴史研究』2009年 第1期(総第85期)

楊昭全・孫玉梅(1991)『朝鮮華僑史』中国華僑出版社

中国第二歴史档案館編(1990)『南京国民政府外交部公報』第9巻第3号, 江蘇古籍出版社

『取締華工暨限制華人野菜栽培者人数』(駐朝鮮使館档案 03-47-168-03)

『本会成立建築及捐款一覽表』(大邱華僑協会所蔵)

4. 新聞及び雑誌

新聞:『東亞日報』,『朝鮮日報』,『時代日報』,『京城日報』,『朝鮮新聞』,『平壤毎日新聞』

雑誌:『朝鮮經濟雑誌』,『京城商工会議所經濟月報』,『東光』,『開壁』

《注》

(1) 梶村(1967); 梶村(1969)。

(2) 朱(1994)。

(3) 梶村(1967), 133頁。

(4) 梶村(1967), 136頁。

(5) 朱(1994), 110-144頁。

(6) 拙稿(2004); 拙稿(2009)。

(7) 高(1972), 161-163頁; 楊・孫(1991), 198-202頁。

(8) 1936年(中華民國25年)2月22日編、駐新義州領事館報告「新義州僑商概況」(中国第二歴史档案館(1990), 454頁)。同工場は1935年頃の資本金は4,000円、従業員は10名であった。

(9) 「工場」統計の対象は5名以上の従業員、5,000円以上の資本金を有する工場であった。

(10) 朝鮮総督府(1924), 181頁。

(11) 1926年平安北道統計年報には同工場の建坪が163坪と出るが、1927年統計年報には14坪と出る。このように二つの資料の工場建坪が異なるのは織物商店永成東と靴下製造工場永成東を使い分けたか否かにあったと考えられる。なお永成東工場は1930年頃工場拡張のため梅枝町に移転していた(西浦(1930), 85頁)。

(12) 西浦(1930), 84頁。

(13) 朱(1994), 56頁。

(14) 梶村(1967), 119頁。1920年の7か所には従業員5名未満の工場も含まれている。

(15) 平壤郷土史編纂委員会編著(1957), 264頁; 梶村(1967, 130頁); 朱(1994, 81-82頁)。

(16) 平壤商工会議所(1943), 13頁。

(17) 平野義太郎編(1940), 521-523頁。1920年の靴下生産額は江蘇省約233万ドル、浙江省152万ドル、遼寧省100万ドルであった。

(18) 安東商工会議所(1937), 25-26頁。以上取り上げた靴下工場は1936年頃まで旺盛な生産活動を展開し、地域を代表する靴下工場であった。

(19) 満州国実業部臨時産業調査局(1937), 2頁。

(20) 当時の安東の歴史及び商工業については安東商工会議所(1929)を参照されたい。

(21) 詳細は拙稿(2009)を参照。

(22) 南満洲鉄道株式会社興業部商工課(1927), 237頁。朝鮮総督府(1924), 179頁。本店の三合盛は雑貨及び油坊を取り扱う商店であり、執事は趙玉堂であった。

(23) 平壤商業会議所(1927), 682頁。

(24) 「平壤襪工再動揺」『東亞日報』1925年4月8日。「中国職工採用」『時代日報』1925年8月20日。

(25) 平野義太郎編(1940), 572頁。上海に靴下編機製作製造場がもっとも多く、天津、奉天、安東にも多数あった。

- (26) 京城商業會議所(1927.11)「朝鮮に於けるメリヤス製品の需給状況」『朝鮮經濟雜誌』第143号, 18-19頁。資料には生産量が30万打と出ているが、外国人総生産量が136,587打であり、3万打の誤記と見られ、修正した。
- (27) 「新義州洋襪界中人이都차지」『東亞日報』1925年5月27日。
- (28) 「時勢업니平壤洋襪」『朝鮮日報』1925年7月30日。
- (29) 平壤商業會議所(1927), 682頁。
- (30) 徳家藤栄(1927), 47頁。
- (31) 満州国実業部臨時産業調査局(1937), 23-25頁。
- (32) 平壤商業會議所(1927), 682頁。
- (33) 朝鮮総督府(1929), 186-187頁。例えば、新義州の永成東の職工構成は中国人男性職工25名、朝鮮人女工10名、玉源茂は中国人男性職工58名、朝鮮人女工15名になっていた(朝鮮総督府警務局(1931), 38頁)。
- (34) 朝鮮総督府(1929), 188-189頁。1927年の場合、31か所の中国人鋳物工場に雇用されている職工689名のうち11名だけが朝鮮人男性職工でそれ以外はすべて中国人男性職工であった。
- (35) 平安北道編纂(1929), 169-172頁。
- (36) 平壤商業會議所(1927), 681頁。
- (37) 平壤商業會議所(1927), 682頁。
- (38) 平安南道の工場のうち約6割は1日12時間以上の労働時間であった。靴下製造業は長時間で大体12時間程度であったと考えられる(朝鮮総督府学務局社会課(1933), 37-38頁)。
- (39) 徳家藤栄(1927), 45-46頁。
- (40) 「平壤襪工再動揺」『東亞日報』1925年4月8日。
- (41) 「支那産品としのぎを削る」『平壤毎日新聞』1928年6月7日。
- (42) 平壤商工会議所(1943), 16-17頁。
- (43) 「出品銷運於朝鮮各道物質堅韌價格低廉極受韓人歡迎」。1930年1月編、駐新義州領事館報告「新義州華僑之工商事業及經濟狀況人数之増減」(中国第二歴史档案馆(1990), 72-73頁)。
- (44) 満州国実業部臨時産業調査局(1937), 67頁。
- (45) 「新義州方面の中国人靴下業者が生産する靴下を持って平壤の中国人貿易商などが各地に販売する」(「朝鮮洋襪職工들이同盟罷業断行」『朝鮮日報』1932年3月12日); 「平壤の中国人商人たちは全部新義州にある中国人生産品を購入して地方の商人に供給した。」(「平壤洋襪界景況일지전환」『東亞日報』1932年3月11日); 朱(1994), 154-155頁。
- (46) 朝鮮総督府(1932), 322-329頁。
- (47) 朝鮮総督府(1931), 28-29頁。平壤府の中国人人口は1,321名、全人口は15万6,442名であった。
- (48) 朝鮮総督府(1924), 156頁。
- (49) 京城商業會議所(1927.11)「朝鮮に於けるメリヤス製品の需給状況」『朝鮮經濟雜誌』第143号, 19頁。平壤の大手工場は販売係を各地に出張せしめて直接小売業者に販売したが小規模経営者は中国人商人か日本人商人に卸売りして全国に販売したという。
- (50) 「平壤新年座談会」『東亞日報』1932年1月4日。
- (51) 同会社は1928年2月29日取引先の中国人雜貨商と連絡が取れないため京城中華民国総領事館に8か所の取引先の責任者の氏名及び現住所、原籍、信用程度の大略の調査を依頼した。表3は同会社が総領事館に送ったものである。
- (52) 京城商業會議所(1929.2)「朝鮮の工場」『朝鮮經濟雜誌』第158号, 12頁。
- (53) 『本会成立建築及捐款一覽表』(大邱華僑協会所蔵)。この一覽表には大邱華商公会の設立経緯、寄付者の名前と寄付金額が掲載されている。同公会は1928年5月27日発会式を挙行政した。
- (54) それに関しては拙稿(2007)を参照されたい。
- (55) 朝鮮総督府(1926), 333頁。
- (56) 朝鮮総督府(1924), 181頁; 京城商業會議所(1929.3)「朝鮮に於ける外国人の經濟力」『朝鮮經濟雜誌』, 37頁。
- (57) 朱(1994), 119-125頁。
- (58) 「襪工大会의決議로 다섯가지의고주대항책결정」『朝鮮日報』1925年4月10日。
- (59) 「平壤襪工再動揺」『東亞日報』1925年4月8日。
- (60) 「委員五名을檢束」『東亞日報』1925年4月11日。
- (61) 「襪工大会의決議로 다섯가지의고주대항책결정」『朝鮮日報』1925年4月10日。
- (62) 「委員五名을檢束」『東亞日報』1925年4月11日。
- (63) 「双方交渉決裂四百職工罷業」『朝鮮日報』1925年4月11日。
- (64) 「平壤襪工再動揺」『東亞日報』1925年4月8日。争議当時は共信商會と慶興工廠という工場名が両方使われていた。
- (65) 徳家藤栄(1927), 46頁。
- (66) 朝鮮総督府(1924), 154-156頁。

- (67) 京城商業會議所(1929.3)「朝鮮に於ける外国人の経済力」『朝鮮經濟雜誌』, 36頁。
- (68) 「激增되는中国労働者今年에도二万余名入来」『東亞日報』1925年11月1日。
- (69) 「中国労働者」『朝鮮日報』1925年4月3日。
- (70) 「朝鮮人を解雇하고중국인을사용」『東亞日報』1923年4月3日。忠清南道警察部保安課長小沢昇はこの事件に対してこれからは中国人労働者を絶対に雇用しないように注意して一段落した(「大田の労働問題」『東亞日報』1923年5月3日)。
- (71) 「일자리뺏는中国人을打殺한朝鮮労働者」『東亞日報』1924年3月11日。中国人労働者が朝鮮で働いて中国に持ち帰る金額は1924年に300万円に達した(「中国人労働者が 가져가는三百만원」『朝鮮日報』1925年1月15日)。
- (72) 「中国労働者」『朝鮮日報』1925年4月3日。
- (73) 朝鮮總督府(1924), 158-160頁。
- (74) 「中国人送金額」『東亞日報』1924年3月26日。
- (75) 「平壤襪工紛糾昨日円満解決」『朝鮮日報』1925年4月26日。
- (76) 「双方交渉決裂四百職工罷業」『朝鮮日報』1925年4月11日。
- (77) 徳家藤栄(1927), 46-47頁。
- (78) 「平襪組合組織」『東亞日報』1926年7月17日。
- (79) 「洋襪職工養成」『東亞日報』1926年6月26日。
- (80) 平壤商工会議所(1943), 21頁。
- (81) 朝鮮總督府学務局社会課(1933), 234頁。新義州の靴下製造工場の職工の工賃は1930年最高工賃が朝鮮人1円、中国人60銭、最低はともに20銭であった。西浦半助(1930), 102頁。
- (82) 平壤商工会議所(1943), 21-23頁。
- (83) 「平壤양말의威勢外來品完全驅逐三共洋襪株主孫昌潤氏談」『朝鮮日報』1931年1月2日。
- (84) 朱(1994), 130-131頁。
- (85) 満州国実業部臨時産業調査局(1937), 39頁。
- (86) この事件に関しては菊池一隆(2007.9)、朴(1981)、楊・孫(1991)を参照されたい。
- (87) 「駐日公使汪采宝呈外交部報告 民国二十年八月六日」『天津大公報』1931年8月27日(羅家倫主編・中国国民党中央委员会党史史料編纂委员会編輯, 656-657頁)。しかし朝鮮の新聞では7月6日暴動が開始されたと報じられた(「新義州五騷動中国市街襲撃」『東亞日報』1931年7月8日)。
- (88) 「新義州からも続々安東へ避難」『京城日報』1931年7月8日。京城の中国人靴下製造工場は1930年末2か所あって、1931年中1か所閉鎖されたがそれが排華事件と関係があるかは不明である(「満州事變の朝鮮に及ぼした経済的影響」『京城商工会議所經濟月報』196号、1932年4月、46頁)。
- (89) 「新義州も全く平静避難者も続々帰還店舗を開くもあり」『朝鮮新聞』1931年7月11日。
- (90) 「支那人商店を片っ端から襲撃、大商店十数軒に及ぶ」『京城日報』号外1931年7月6日。
- (91) 吳基永(1931.9)「平壤暴動事件回顧、在滿同胞問題」『東光』25号, 11頁; 琴童(1934.12)「柳架強風に춤추는大洞江의惡夢-三年前朝中人事變의回顧」『閉壁』新刊第2号, 7頁。
- (92) 『益世報』記者「鮮滿調査報告」『鮮滿兩案之事實与認識』を楊・孫(1991), 248頁から再引用。
- (93) 羅家倫主編・中国国民党中央委员会党史史料編纂委员会編輯, 672頁。
- (94) 「中国人巨商再起不能形勢」『東亞日報』1931年10月16日。
- (95) 「中国人帰国激増、布木商全滅」『東亞日報』1931年11月21日。
- (96) 彼は安東縣に隠居しながら平壤の所有家屋を2万円で売って、抵当権が設定されていた殖産銀行平壤支店の負債1万3000円を返済した。しかし他の朝鮮人債権者の借金を返済しなかったことで平壤社会は動揺して問題になった(「平壤中国人事事件으로一般商界에投한一石」『東亞日報』1933年2月22日)。
- (97) 朱(1994), 154頁。
- (98) 1936年2月22日編、駐新義州領事館報告「新義州僑商概況」(中国第二歴史档案館(1990), 446-456頁)。
- (99) 朱(1994), 64頁。